

令和7年8月の大雨による災害復旧工事を含む市発注工事に配置  
される現場代理人の兼任制限の緩和について【特例措置】

令和8年2月19日

改正 令和8年5月20日

財政課契約検査室

令和7年8月の大雨による災害復旧工事の発注及び工事執行にあたり、特例措置として、現場代理人の兼任制限を次のとおり取り扱うこととします。

【現行】 当初契約金額が1件 4,500 万円未満の工事であり、かつ兼任する工事の当初契約金額の合計が 9,000 万円未満の場合、市発注工事全体で5件まで現場代理人の兼任を認める。

【緩和】 当初契約金額が1件 4,500 万円未満の工事であり、かつ兼任する工事の当初契約金額の合計が 9,000 万円未満の場合、市発注工事全体で8件まで現場代理人の兼任を認める。(災害復旧工事は当初契約金額の合計に含まない。)ただし、「令和7年8月の大雨による災害復旧工事」以外の工事の兼任は5件までとする。

※特例措置による当初請負金額 4,500 万円未満の工事の現場代理人の兼任【例】

○ 兼任可	災害復旧工事①②③④⑤⑥⑦⑧ ※当初契約金額の合計は制限しない。
	災害復旧以外の工事①②③、災害復旧工事④⑤⑥⑦⑧ ※①～③：当初契約金額の合計 9,000 万円未満 ④～⑧：当初契約金額の合計に含まない。
	災害復旧以外の工事①②③④⑤、災害復旧工事⑥⑦⑧ ※①～⑤：当初契約金額の合計 9,000 万円未満 ⑥～⑧：当初契約金額の合計に含まない。
× 兼任不可	災害復旧以外の工事①②③④⑤⑥、災害復旧工事⑦⑧ ※災害復旧工事以外の工事は5件まで。(⑥は兼任不可)